

(別表 1)

指定管理者と市における責任分担

種 類	内 容	リスク分担	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺住民・住民への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	協議	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	協議	
	一般的な税制変更		○
不可抗力	不可抗力（市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
施設・設備の修繕等	指定管理者の故意又は重大な過失によるもの		○
	設計、構造上の原因等によるもの	○	
	上記以外で、経年劣化、第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの等で、修繕に係る費用が1件50万円未満のもの。また、相手方が特定できた場合でも適正な利用上での不可抗力に伴う修繕を含めるものとする。 なお、年間の上限は200万とする。		○
	上記以外で、経年劣化、第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの等で、修繕にかかる費用が1件50万円以上のもの	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
管理上の瑕疵による損害・事故・火災等	指定管理者の管理上の瑕疵による損害・災害・事故等		○
損害賠償	指定管理者の管理上の瑕疵に起因する損害		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合における事業者の徴収費用		○
指定管理者の責めに帰すべき事由	指定の取消又は業務停止による経費（市が被った損害を賠償するもの）		○

※本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議の上決定することとします。